

「徳島県がん対策推進計画」（案）について

1 計画改定の趣旨

本県では、「がん対策基本法」第 12 条に基づき、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて、平成 20 年に徳島県がん対策推進計画を策定。平成 25 年に第 2 期計画を策定、平成 30 年から、現計画である「徳島県がん対策推進計画－2018 年改定版－」に基づき、がん対策を推進している。

今年度が現計画の終期となる中、本年 3 月、国の「第 4 期がん対策推進基本計画」が示されたことを受け、本県においても現計画を改定する。

2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

3 基本理念

「誰一人取り残さない！全ての県民とがん対策を推進し、がんの克服を目指す。」

4 主な重点項目

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・ 1 次予防 がん予防に関する普及啓発（生活習慣・感染症対策）
- ・ 2 次予防 誰もが受診しやすい検診体制の構築（受診率向上対策）
- 全てのがん検診受診率を 60% 以上に向上

②患者本位で持続可能ながん医療の提供

- ライフステージやがん種等に関わらず、適切な医療を受けられる体制の充実
- ・ 拠点病院を中心に、緩和ケアを迅速に提供できる診療体制の整備
 - がん患者やその家族等が、治療開始前にがん治療による妊孕性への影響について認識、適切に意思決定ができるような体制の整備

③がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- 全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上
- ・ 多職種協働による在宅緩和ケア支援体制の拡充
 - ・ 拠点病院等における相談支援センターのがん患者に対する相談支援、情報提供の充実

④これら（①～③）を支える基盤の整備

- ・ がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成の強化
- ・ ●がん登録の利活用の推進
- ・ ●患者・市民参画の推進（患者団体・民間団体との連携、がんへの理解促進）